

# 平成30年北海道胆振東部地震に伴う災害見舞金の取り扱いについて

(平成30年10月10日理事長決定)

平成30年9月6日に発生した「平成30年北海道胆振東部地震」による災害を、事業規程第2条(1)給付事業に掲げる災害見舞金の給付等をする場合に規定する「理事長が災害見舞金の支給を適当と認める大規模災害」に認定し、次のとおり取り扱うものとする。

## 1 給付の対象

北海道胆振東部地震が発生した平成30年9月6日から平成31年3月31日までの間にいてり災し、住居又は家財に7万円以上の損害を受けたとき。

ただし、この給付は上記期間において会員1人につき1回限りとし、共済組合法別表に掲げる災害の給付対象となる場合を除く。

## 2 給付金の額

5万円

## 3 給付対象となる住居及び家財の範囲

### (1) 住居

ア 住居とは、現に会員本人が生活の本拠とし居住する建造物をいう。

イ り災による損害額は、修理の見積額又は支払額とする。ただし、修理をしない場合又は公務員宿舎、貸家、貸間等に居住し、修理に要する経費を被災者である会員本人が負担しない場合は対象としない。

### (2) 家財

ア り災対象とする家財は、会員本人が生活の本拠として居住する住所において有するものとし、修理して使用するもの又は全損のものとする。

ただし、次に掲げるものはり災による損害としない。

(ア) 会員と別居している被扶養者が居住している住居に有するもの

(イ) 修理しないで使用又は保管するもの

(ウ) 食器類(ガラスコップ、陶磁器等)

(エ) 山林、田畑、宅地、貸家、物置、車庫、へい、石垣等の不動産及び現金、預貯金、有価証券、貴金属等

(オ) 食料品及び消耗品

イ 損害明細書の家財の「り災前の評価額」は使用した年数にかかわらず購入価格の50%とする。

また、家財に修理を要するときは、修理の見積額又は支払額を「り災評価額(損害額)」とし、その額は「り災前の評価額」を限度とする。

## 4 事務手続

(1) 災害見舞金請求書(別記様式第12号)

(2) 損害明細書(別記様式第12号-2)

(3) り災証明願(別記様式第12号-3)

又は市区町村長によるり災証明書または被災証明書(写し可)

ただし、災害見舞金請求書に証明のある場合は除く。

(4) 修理の見積書または領収書(写し可)